

第6章 将来像達成に向けた取組み

1 基本方針ごとの重点施策と主な取組み

(2) 安心で身近な「ぎふの食」づくり

① 地産地消県民運動の展開

現状と課題



○地域の農林水産物の利用を促進する地産地消の取組みは、農業の持続的かつ健全な発展に重要な役割を担っており、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）に位置付けられて推進しています。

○県民を対象としたアンケート調査では、農産物を購入するとき、「地産地消」を「よく意識する」人の割合は、半数以下となっています。地産地消の推進にあたっては、生産、流通、販売、消費、それぞれの立場で、自主的かつ積極的に取り組む社会的気運の醸成が必要です。

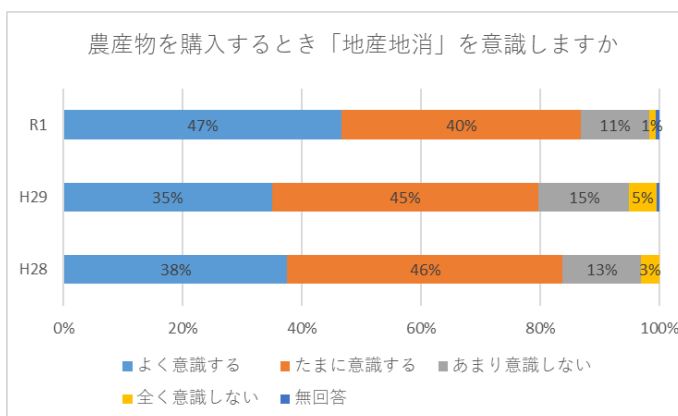


地産地消推進活動

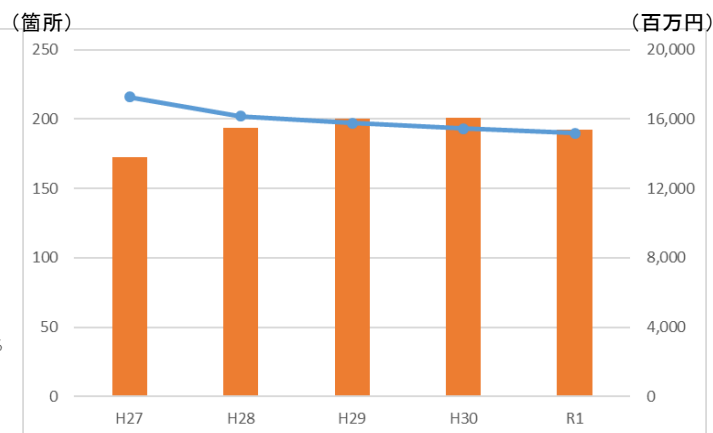
○地産地消を身近に感じられる朝市・農産物直売所の設置数は190箇所、販売額は154億円となっています（R1年度実績）。大規模直売所の販売額が増加する一方、小規模直売所では生産者の高齢化や販売額が減少している傾向にあり、地産地消の推進拠点として活性化を図る必要があります。

○学校給食に地域の農林水産物を使用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要です。学校給食における地場産物の使用割合は33.8%となっています（R1年度実績）

○地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業化は、農業の持続的な発展に向けて地域の農林水産物の利用を促進する地産地消と一体的に取り組むことが重要です。



地産地消意識調査結果（農産物流通課調べ）



朝市・直売所等調査結果（農産物流通課調べ）

■地域ぐるみで取り組む地産地消県民運動の展開

- 生産・流通等関係者で構成される官民一体型の「地産地消プロジェクトチーム」を設置し、県民運動の推進方策を検討します。
- 朝市・直売所、量販店、飲食店などにおける県産農産物のPR活動等を通じて、地産地消による農業の持続可能性に配慮した流通・消費行動の普及啓発を推進します。
- 肥料や燃料コストが高騰する中、販売チャネルの多層化による経営基盤の強化に向け、生産者自らが販売価格や規格を設定でき、消費者に対面で直接PRできる朝市・直売所の更なる活性化を支援します。
- コロナ禍でのライフスタイル変化を捉えたEC販売（電子商取引）の促進に向け、研究会や専門家派遣等を通じて、サイトの構築から運用・改善までを幅広く支援します。

■給食への県産農林水産物の利用促進と子どもたちに対する食や農村への理解醸成

- 学校給食や社員食堂等における地場産物利用を通じて食と農の理解促進を図るとともに、将来を担う子どもたちによる農産物の収穫体験や郷土食の調理教室など地域団体等が実施する多様な食農教育活動を支援します。
- 農村の持つ多様な機能に対する県民の理解を深めるため、田んぼの学校など、小学生を対象とした農村体験教育の実施を支援します。

■地域資源を活用した6次産業化の推進

- 「岐阜県6次産業化サポートセンター」を設置し、6次産業化商品の企画力や加工技術の向上を図る専門家の派遣や研修会の開催など、ワンストップでの支援を実施します。
- 地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるよう、地域の食と農に関する多様な関係者が自発的に企画・実行する地域食農連携による持続的なビジネスの創出を支援します。
- 名古屋市栄の「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」を活用し、6次産業化商品の販路拡大に向けた効果的なPR活動を展開します。



学校給食メニュー飛騨牛丼



県アンテナショップ「GIFTS PREMIUM」

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
地産地消率 (地産地消運動実施店舗における県内で生産される主要品目(農産物)販売額のうち県産農産物の占める割合)	48%(R3)	52%
学校給食における地場産物の使用割合 [金額ベース]	62%(R3)	66%
6次産業化認定事業者数	93事業者	累計111事業者
EC(電子商取引)等導入経営体数	149経営体(R3)	累計230経営体 ※累計250経営体(R8)

※岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画の目標値

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

②安心と信頼を届ける農畜水産物の生産展開



現状と課題

- 東京オリンピック・パラリンピック大会の食材供給を契機に創設した「岐阜県GAP確認制度」では、令和2年9月現在の件数は73件に上りますが、本制度は東京オリ・パラ大会終了後の令和3年9月で終了しました。
- GAPが環境保全や食品安全を図るうえで世界標準となりつつある中、これまで盛り上がってきた県内農家のGAPへの取組機運をさらに向上させるため、東京オリ・パラ大会後を見据えた新たな県制度の仕組みを構築する必要があります。
- このため、生産者、流通・消費・農業の関係団体等で構成するGAP有識者委員会でいただいた意見をもとに「ぎふ清流GAP評価制度」（以下「ぎふ清流GAP」という。）を令和2年度に創設し、運営開始と同時に、第三者評価機関として県内全ての農場評価を担い、GAP実践に向けた相談窓口となる「ぎふ清流GAP推進センター」を設置しました。
- ぎふ清流GAPの以下の特徴を活かした総合的な対策を推進する必要があります。
 - ・GAPの取組状況を点数化し、農業者自身の現状レベル、改善点が分かりやすい
 - ・国際水準GAPに対応した項目を含み、上級レベルへステップアップできる
 - ・一定水準を満たす農業者は、ロゴマークを農産物等へ表示し消費者へ広くPRできる
 - ・有機農業の普及、推進を図るため、化学肥料、農薬不使用を加点評価する
- ぎふ清流GAPの取組みを加速化するため、デジタル技術を活用した効率的な農場評価の仕組みづくりが必要です。
- 農林水産省では畜産農場に危害要因分析・必須管理点(HACCP)の考え方を取り入れた飼養衛生管理を推進しています。
- 県内のHACCP方式に取り組む畜産経営体数は現在31農場（認証3農場、推進28農場）と近年、増加傾向にあります。県内の農場HACCP推進農場のほとんどが肉用牛であり、肉用牛以外の農家にも、県内の衛生管理レベルの向上を図る必要があります。

	県GAP確認制度 (農林水産省ガイドライン準拠+県確認) 令和3年9月終了	【新】ぎふ清流GAP評価制度 (国際水準GAPの内容に準拠した農場評価) 令和2年11月から開始	国際水準GAP		
			JGAP	ASIAGAP	GLOBAL G.A.P.
		商品回収テスト等	商品回収テスト・資材仕入先の評価		
		農場経営管理（責任者の配置、教育訓練の実施、内部点検の実施等）			
		人権保護（強制労働の禁止、技能実習生の適切な労働条件の確保等）			
		労働安全（機械設備の点検・整備、安全作業のための保護具の着用等）			
		食品安全（農薬適正使用、異物混入防止、使用する水の安全性確認等）			
		環境保全（適正な施肥、土壌浸食の防止、産廃物の適正処理・利用など）			
評価項目数	54項目	評価項目 108項目	119項目	177項目	220項目

上級グレードへステップアップ可能

主な取組み

■ぎふ清流GAP評価制度の農業現場への普及展開

- ぎふ清流GAP評価制度を（一社）岐阜県農畜産公社内に設置された「ぎふ清流GAP推進センター」と連携し、広く県内農業者、産地へ普及していきます。
- 「ぎふ清流GAP推進センター」と連携し、国際水準GAPレベルまでを指導できるGAP指導員を養成、育成して、指導体制を整備します。
- また、産地のモデルとなる重点支援産地を設定し、現状を把握する農場クリニックから開始、改善の指導をすすめ、全体でGAPに取り組む産地を育成します。
- GAP実践に必要な設備機材等の環境整備、残留農薬等の分析、国際水準GAP認証に係る費用を助成する補助事業を実施します。
- 「ぎふ清流GAP推進センター」において、VR技術等を活用して県内の農場を結び、遠隔リモートによる農場評価や農業者の相談にできる体制づくりを進めます。
- スマートフォンやタブレット端末等から利用できるぎふ清流GAPの自己点検・指導ツールを開発し、より多くの農業者がGAPを実践しやすい農場評価の仕組みづくりを進めます。
- 有機農業の普及拡大を図るため、化学肥料、農薬不使用の生産者に対し、ぎふ清流GAP評価制度の活用を推進します。

■消費者に対するGAP農産物の認知度向上

- 「地産地消県民運動」と連動して、「ぎふ清流GAP」の評価を受けた農産物の認知度向上に向けたPR活動を行います。
- 消費者組織や流通業者などと連携し、GAPの取組みを応援する「ぎふ清流GAPパートナー」を創設し、SNSによる情報発信や、商品取扱い交渉や産地が行うPRイベントなどを支援します。



ぎふ清流GAP評価制度のロゴマーク

■県内農家の農場HACCP認証取得の促進

- 県家畜保健衛生所職員の国等が主催する研修会への参加を積極的に進め、農家指導を行える農場HACCP指導員及び審査員を育成、確保します。
- 家畜保健衛生所から県内各地域の農家へ農場HACCPに取り組む意義やメリットを周知し、農場HACCP取得に意欲のある農家の掘り起こしを行います。

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
ぎふ清流GAP実践率	—	35 %
ぎふ清流GAP消費者認知度	—	25 %
HACCP方式に取り組む畜産経営体数	31経営体	累計55経営体

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

③水田農業における安定供給体制の構築と新たな展開



現状と課題

○本県の食料自給率（供給熱量ベース）の約5割を占める主食用米は、人口減少や食生活の多様化、生産者の高齢化等により、毎年、全国で10万トン程度減少傾向にあります。

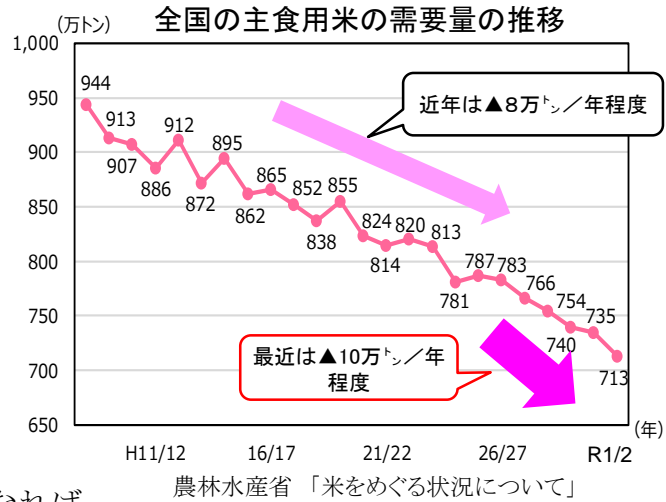
○平成30年産米から国による米の生産数量目標の配分が廃止され、経営の自由度が増し、生産者が自らの経営判断に基づき、需要に応じた生産が行えるようになっていきます。

○しかし、国内の主食用米の需要減少が見込まれる中、無計画な生産による供給過剰となれば、米価下落につながる恐れがあるため、農業関係団体、市町村等と連携して、米の生産量の目安を示すなど、計画的な米生産に向けた対策を推進しています。

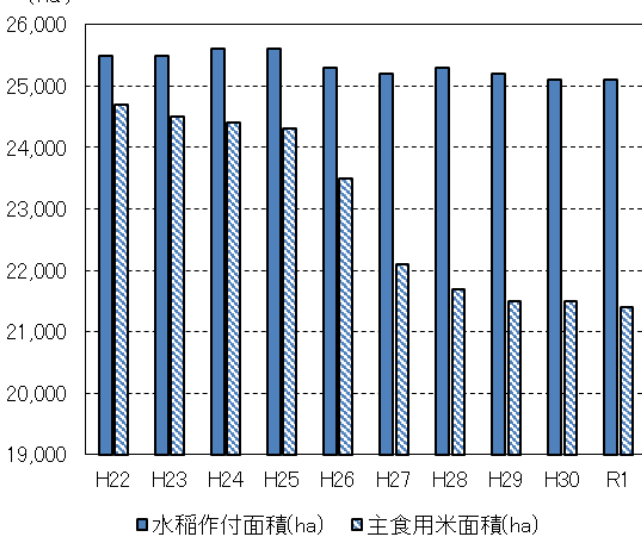
○今後も、稲作農家が、所得の安定的な確保を見通せるよう、主食用米だけでなく、需要が見込まれる麦・大豆、飼料用米、加工用米、米粉用米、野菜などによる水田のフル活用を図るとともに、契約取引等により安定供給を推進する必要があります。

○一方で、主食用米から他の作物に切り換えが進まない場合は、将来的には遊休農地の発生につながり、水田を水田として維持できなくなる恐れがあります。

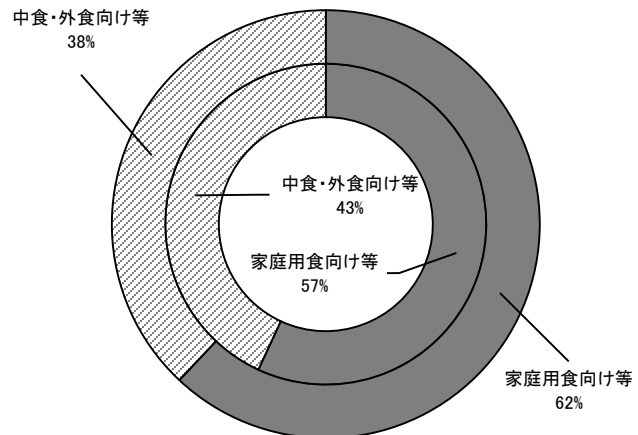
○また、ジャンボタニシの増加による田植え後の水稻苗の食害や、夏期の高温によるトビイロウンカ等の多発生による水稻の枯死などの被害が発生しているほか、近年、地球温暖化等の影響により、予測していない病害虫の発生・蔓延による農作物への被害が懸念されるため、効果的かつ効率的な対策を講じる必要があります。



水稲作付面積と主食用米面積の推移



主食用米の販売先割合(R1)
(内側:岐阜県、外側:全国)

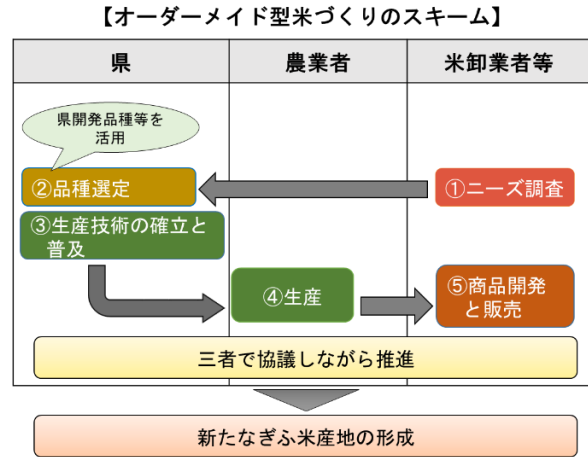


農林水産省「米をめぐる状況について」

主な取組み

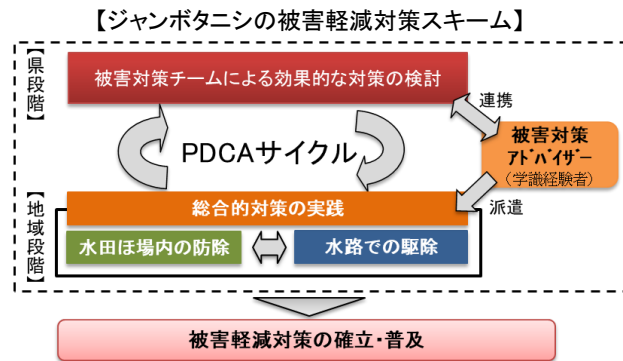
■オーダーメイド型米づくりなどの推進 <中山間向け施策 該当>

- 実需（米卸業者等）が求めるニーズ（用途・売り方・売り先・量）に合わせて、品種選定・種子供給から、生産・販売までの一貫体制による安定取引を進めます。さらに、産地と実需が連携して行う生産技術の確立を支援します。
- 産地と実需等の関係者が連携の下、地域の特色を活かした米のブランド化に向け、生産・販売への取組みなどを支援します。
- 米粉用米、飼料用米、加工用米などについて、国の交付金による支援等を活用し、生産と実需の事前契約・複数年契約による安定取引の拡大を進めます。



■ジャンボタニシなど難防除害虫への対策強化

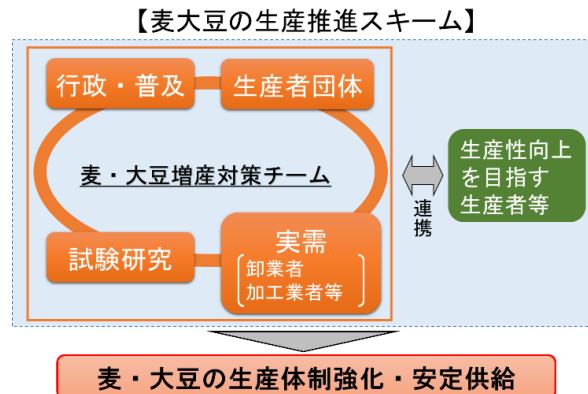
- 水稻被害が拡大している害虫等（ジャンボタニシ、トビイロウンカ等）の発生状況を的確に把握するとともに、被害軽減を可能とする防除体系の確立普及を進めます。
- ジャンボタニシ被害対策チーム（県関係各課で構成）と学識経験者が連携の下、地域全体で水田ほ場内と用排水路の効果的な対策を一体的に推進します。（岐阜・西濃地域など）



- 市町村と連携して、用排水路におけるジャンボタニシの駆除活動を支援します。
- 国の病虫害発生調査データ収集アプリや農業DXプラットフォーム等の活用により、警戒すべき病虫害予察情報が見える化し、広域連携による情報共有と防除体制を構築します。

■麦・大豆、加工業務用野菜の生産推進

- 国の交付金等を活用し、水田における麦・大豆、高収益作物の定着・拡大を進めます。
- 「麦・大豆増産対策チーム」により、高位安定生産を実現するための麦の生産技術や、単収の低迷や品質の年次変動を克服できる大豆の生産技術の確立・普及を進めます。
- 高収益作物の産地育成のため、加工業務用野菜の栽培技術の普及や省力化を進めます。



目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
水稻作付面積	2.5万ha	2.5万ha

(2)安いで身近な「ぎふの食」づくり

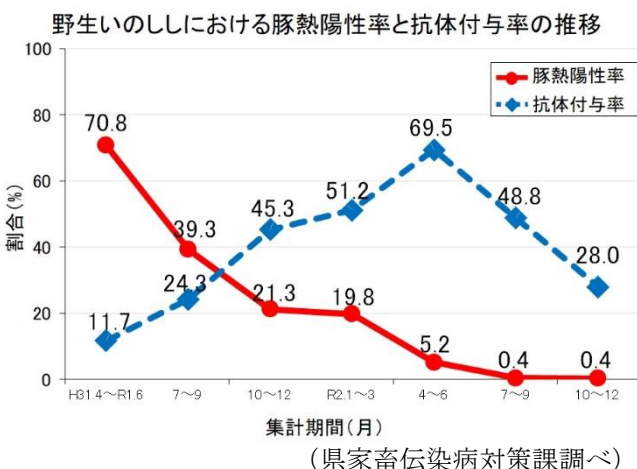
④家畜伝染病(豚熱、アフリカ豚熱など)に対応できる畜産産地づくり

現状と課題



○豚熱について、令和元年10月に豚へのワクチン接種を開始して以降、県内農場での発生は抑えられてきましたが、令和2年9月、他県の接種農場において発生が確認されました。また、より感染力が強くワクチンがないアフリカ豚熱がアジアや欧州で猛威を振るっており、国内侵入リスクの高まりが懸念されていることから、令和2年7月1日に家畜伝染病予防法が改正され、農場における飼養衛生管理基準の遵守に係る都道府県による指導等の権限強化等が図られました。

○豚熱ウイルスがまん延している野生いのしし対策として、捕獲強化と経口ワクチン散布を両輪とした取組みを進めてきた結果、本県においては豚熱陽性率は減少しており、一定の成果が現れていると考えられます。しかしながら、感染した野生いのししは23都府県で確認され、今なお拡大しており、豚熱の終息に向けては、息の長い取組みが必要です。(令和3年2月末現在)



○家畜伝染病の疑い事案が発生した際、現在、解剖・診断機能を有する家畜保健衛生所が県内では1か所(中央家畜保健衛生所(岐阜市))しかなく、迅速かつ適切な初動対応に支障が出る可能性があります。また、家畜伝染病を発生させないためには、平時からの各農場における飼養衛生管理基準の遵守や防疫措置計画の策定・見直し、関係者間の情報共有が必要であるため、各農場への指導を行う家畜防疫員(獣医師)を確保することも必要です。

○豚熱の様に重篤な症状は示さないものの、出荷頭数や出荷体重の減少等の生産性を阻害する慢性疾病についても、農家経営に大きな影響を及ぼすことがあり、対策を進めていく必要があります。



家畜防疫員による豚への豚熱ワクチン接種



野生いのしし用経口ワクチンの散布

主な取組み

■養豚農場の再開と飼養衛生管理強化に向けた取組推進

- 農場ごとに、管理獣医師や家畜保健衛生所、専門家等で構成する支援チームを編成し、施設整備や管理マニュアルの作成など、アフリカ豚熱にも備えた飼養衛生管理強化の取組みを支援します。
- 「CSF対策・養豚業再生支援センター」にコーディネーターを配置し、農場の再開や飼養衛生管理強化に関する相談にワンストップで対応します。

■豚熱終息に向けた取組推進

- 県内で飼養されている豚を対象に、豚熱ワクチンの適期接種を実施することにより、豚熱発生の防止に努めます。
- 野生いのししへの豚熱ウイルスのまん延を防止するため、地域別捕獲目標や被害防止計画に基づき、市町村が実施する被害防止捕獲（有害捕獲）活動を支援し、野生いのししの個体数削減を進めます。
- 野生いのししにおける豚熱抗体付与率の向上及び高い水準での維持を図るため、サーベイランス結果を分析し、経口ワクチン散布の重点化を進めます。
- 県内野生いのししの感染状況可視化システムやジビエ利用に係る豚熱検査結果確認システムを構築・運用し、狩猟者等への情報提供体制を整備します。

■家畜防疫体制強化に向けた取組推進 <中山間向け施策 該当>

- 飛騨家畜保健衛生所を移転・新築し、緊急を要する病性鑑定が実施できる体制を整えます。
- 家畜伝染病の発生を予防するため、平時から全畜種について飼養衛生管理基準が遵守されているかといった確認や各農場及び関係団体との間で情報共有を行います。
- 家畜飼養農場や獣医師から通報される病性鑑定依頼や家畜飼養に関する相談事項、伝染病発生の届出等のデータベース化を行います。
- 関係団体と連携した修学資金給付やインターシップ等の実施により、家畜防疫業務を行う家畜防疫員（獣医師）の確保に取り組みます。



改善後の農場（門扉・看板の設置、場内の舗装）

■家畜の生産性を阻害する慢性疾病の対策

- 農場の経営実態に応じた対策を個別に指導・改善することで、呼吸器・下痢疾患などの慢性疾病を抑制し、生産性を上げる取組みを推進します。

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
豚の飼養頭数	51,000頭(R1.9末)	116,000頭
養豚農場における飼養衛生管理基準の遵守状況	100%	100%

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

⑤県民の食を支える生産基盤の整備



現状と課題

○平成28年度から令和2年度までの5か年間で、約900haのほ場整備や暗渠（あんきょ）排水などの整備を実施しましたが、令和元年度末の水田のほ場整備率は約63%、大区画ほ場整備率は約9%であるなど、基盤整備が必要な地区が多く残っています。

○岐阜、西濃地域の低平地は県下有数の穀倉地帯で、当該地域を中心に農地の大区画化や水田の汎用化を進めてきました。これにより、農地の集積・集約化が進み、営農経費が節減されるとともに、米・麦・大豆の2年3作体系を確立し、主食用米と比べて収益性が高い野菜などの作物の作付が可能となりました。

今後、農業者の高齢化や労働力不足などに対応しつつ、農業が成長産業として持続的に発展していくためには、農地の大区画化や水田の汎用化をさらに推進するとともに、スマート農業の導入も合わせて進める必要があります。

○中山間地域は、県内人口の約3割を占めるに過ぎませんが、農業産出額は県全体の約6割を占めるなど、食料生産にとって重要な役割を担っています。

清らかな水、冷涼な気候といった中山間地域の特色を活かし、付加価値の高い農産物や小規模農家でも生産可能な少量多品目生産などの多様な農業経営を促進する必要があります。

○本県には、農地に用水を供給する農業用水路が約7,000kmあります。このうち基幹的農業用水路は約650kmあり、これらの多くは昭和50年以前に築造され、施設の老朽化が進行しています。

適正な管理により機能の維持を図っていますが、施設の約4割が耐用年数(40年)を経過していることに加え、土地改良区など施設管理者の減少や高齢化に伴う管理体制の弱体化により、施設の機能低下が懸念されています。

○このため、農業用水路の長寿命化に向けた保全管理を徹底するとともに、管理体制の強化に向け、土地改良区などの業務が適正かつ持続的に運営されるよう支援する必要があります。

○本県では、日本一の包蔵水力を活かし、平成22年度から農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備を推進し、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ってきました。

これら小水力発電施設の売電収益は農業用施設などの維持管理の財源としての活用が期待され、施設管理体制の強化からも、小水力発電施設の適正運営を図る必要があります。

○また、農業用水路等の機能が安定的に発揮されるよう、ICTを活用した整備の推進や、施設の点検・機能診断へのドローン等の活用など、ICTの利用を推進する必要があります。



平田地域におけるほ場整備
(海津市 高須輪中)



中山間地域におけるほ場整備
(下呂市 益田北東部地区 大町団地)

■農業の成長産業化に向けた基盤整備の推進

- 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図るため、農地の大区画化などのほ場整備を推進します。
- 水田の乾田化により、麦・大豆の収量及び品質の高位安定化を図り、水田農業の収益力を向上させるため、暗渠排水や基幹排水路の整備を推進します。特に、西濃地域では、高収益作物へ転換するための基盤整備を推進します。
- 基盤整備を契機にスマート農業に取り組む地域では、これに適した整備を推進します。
- 中山間地域では、農地中間管理機構と連携したほ場整備や、地域の条件と特色を踏まえた農業を実現するための基盤整備を推進します。
- 担い手への農地集積に取り組む地域や、地形的条件が不利な中山間地域では、生産基盤の整備に係る受益者負担の軽減を図ります。

＜中山間向け施策 該当＞



冷涼な気候を活かしたキャベツの栽培
(高山市 荘川清見地区 ダナ高原)

■農業用水路などの保全対策と管理体制の強化

- 農業用水路などを長寿命化し、ライフサイクルコストの低減を図るため、施設の点検、機能診断、監視などを通じた適切なリスク管理の下で計画的かつ効率的な補修、更新を行うなど、施設の戦略的な保全管理を推進します。
- 農業用水路などの管理体制を強化するため、統合再編に向けた指導を行うなど、土地改良区など施設管理者の運営基盤の強化を促進します。特に、大規模な農業用水路などの重要インフラの管理者については、非常時でも業務が継続できる体制整備を促進します。
- 農業用施設などの維持管理の財源を確保するため、農業水利施設を活用した小水力発電施設の適正な運営を支援します。
- 農業用水路などの効果を持続的に享受するため、デジタル技術を活用した施設管理の合理化・省力化を推進します。



農業用水路の予防保全対策
(関市 曾代用水四期地区 曾代用水)

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
基盤整備実施地区の担い手への農地集積率	57%	70%
基幹的農業用水路の健全度割合※	-	90%

※ 県営で造成した基幹的農業用水路のうち、構造的な安定性が保たれている状態の施設の割合

(2) 安心で身近な「ぎふの食」づくり

⑥ 食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築



現状と課題

<食料安全保障の強化に資する取組み>

○令和4年9月、岸田首相は政府の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」で、食料安全保障の強化と持続可能な成長を推進していくため、「農政の根幹である『食料・農業・農村基本法※』について、制定後20年間で初めての法改正を見据え、見直しを進めること」を農林水産大臣をはじめ、関係閣僚に指示しました。

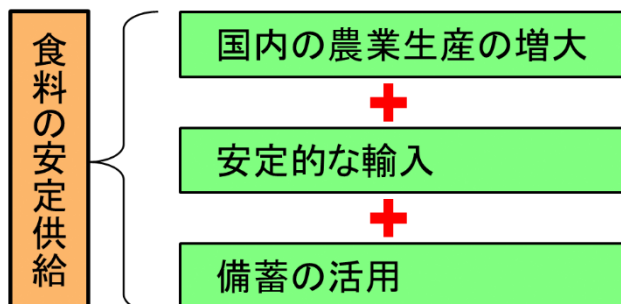
※「農政の憲法」とされ、国の農政の方向を位置付ける法律（1999年に制定）。食料の安定供給の確保をはじめとして4つの基本理念を掲げ、この基本理念に沿って具体的な施策を講じるため、「食料・農業・農村基本計画」を定め、この計画内に、食料自給率の向上を目的に目標値を盛り込むことを規定している。

○これを受け、農林水産省では、「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しに取り組んでおり、基本法の要でもある食料自給率の目標についても、検証・見直しの主要な論点とされています。

○こうした国の食料安全保障の強化の背景として、新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ侵攻などの国際情勢の影響により、物流の停滞や農畜水産物の輸入価格の高騰など、食料の安定供給に対する懸念が広がっており、食料の多くを輸入に依存してきた我が国の食料供給に係る構造的課題が改めて浮き彫りとなったところです。

○世界的な人口増加等による食料需要の高まり、気候変動や災害による収穫量の減少など、我が国の食料の安定供給に影響を与える可能性のあるリスクが存在する中で、今こそ、食料安全保障の強化を図り、将来にわたる食料の安定供給の確保や食料自給率の向上を図っていくことが重要となっています。

○「食料・農業・農村基本法」において、国の責務として、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとしており、食料供給の現場である、本県を含む地方と一体となって総力を挙げた取組みが必要です。



食料の安定供給の確保(農林水産省HP)

○このため、本県においても、物価高騰対策に加え、食料自給率の向上に向け、農業生産の維持・増産を図る生産面の取組み、県産農産物が優先購入されるよう消費者意識の変革を図る消費面の取組みなど、本県の実情に合わせた取組みを進めていく必要があります。

<災害豪雨等リスクへの対応>

○大雨、暴風や雪害など災害をもたらす気象事例が全国的に頻発しており、県内でも大きな被害が発生しています。

○令和2年7月の豪雨においては、国道41号線が災害通行止めとなったことから生鮮食料品等の流通に支障を生じ、一部の卸売市場が臨時休業を余儀なくされるなどの影響がありました。

○平成29年7月の豪雨及び9月・10月の台風襲来においては、農作物の落下・冠水やパイプハウスの倒壊など、県内の広い範囲で甚大な農業被害が発生しました。

○今後も発生が懸念される気象災害に対応するため、生産・流通面における不断の備えが必要です。

□災害をもたらした気象事例

令和3年	1月	発達した低気圧及び強い冬型の気圧配置に伴う大雪・暴風
令和2年	12月	強い冬型の気圧配置による大雪
	9月	台風第10号による暴風、大雨等
	7月	令和2年7月豪雨
令和元年	10月	低気圧等による大雨
	10月	令和元年東日本台風（台風第19号）による大雨、暴風等
	8月	前線による大雨
平成30年	9月	台風第24号による暴風等
	9月	台風第21号による暴風等
	7月	平成30年7月豪雨
	2月	強い冬型の気圧配置による大雪
平成29年	10月	南岸低気圧及び強い冬型の気圧配置による大雪・暴風雪等
	10月	台風第21号及び前線による大雨・暴風等
平成28年	9月	台風第18号及び前線による大雨・暴風等
	7月	平成29年7月九州北部豪雨
	8月	台風第7号、第11号、第9号、第10号及び前線による大雨・暴風
	6月	梅雨前線による大雨

※気象庁HPから作成

○一方、次期作に欠かせない農作物の種子は計画生産を実施していることや、県オリジナル品種は他県で種子を確保できないことから、ひとたび種子供給不足となれば、営農継続に支障が生じる恐れがあります。

○特に重要な米・麦・大豆の種子については、「岐阜県主要農作物種子条例」が平成31年4月に施行され、県の責務として優良な種子を安定供給する必要があります。

○また、県民への生鮮食料品等の安定供給を維持するうえでのリスクは気象災害に限りません。将来起こりうる震災や令和2年に感染拡大した新型コロナウイルスなど新規感染症により生じる業務の支障を最小限に抑え、速やかに復旧し、業務を継続させる必要があります。



風水害によるパイプハウスの倒壊

○南海トラフ地震や内陸直下地震に備えて、道路、電気、水道、ガス、通信等インフラ及び従業員の被害把握、代替措置の確保並びに業務復旧のための計画が必要です。

○新規感染症については、衛生当局による感染拡大防止対策への対応及び感染者発生時の業務継続に向けた業務再編等への備えが必要です。

<食料安全保障の強化に資する取組み>

■生産資材等の価格高騰対策の推進

- 燃油や電気料金、肥料・飼料等の生産資材価格の高騰は、長期化も見込まれることから、影響を受けている農畜水産業者等に対し、国の緊急対策等の支援策を踏まえつつ、影響緩和策や低コスト生産体系への転換など、必要な対策を機動的に講じていきます。
- 輸入飼料価格の影響を緩和するため、自給飼料増産に必要な施設整備や機械導入を支援します。

■食料自給の向上に向けた取組推進

- 本県の供給熱量の約8割を占める米の生産量の確保に向けて、卸売業者と生産者が連携したオーダーメイド型の米生産や多収品種の生産拡大を進めるとともに、国内で唯一自給可能な穀物である米の特性を生かし、米粉用米・加工用米への生産拡大・利用拡大を強力に進めます。
- 麦・大豆については、国交付金を活用した作付拡大や需要に応える品質や収量の高位安定化に向けて最適な栽培技術の確立・普及を進めるほか、収量安定に向けた機械導入を支援します。
- 水田の乾田化により、麦・大豆の収量及び品質の高位安定化を図り、水田農業の収益力を向上させるため、暗渠排水や基幹排水路の整備を推進します。（再掲）

■持続可能な農畜水産業に向けた消費者理解の促進

- 県内の朝市・直売所、量販店、飲食店などにおける県産農産物のPR活動等を通じて、食料自給の現状や適正な価格形成に対する消費者の理解醸成など、地産地消による農業の持続可能性に配慮した流通・消費行動の普及啓発を推進します。
- 県内各地の地産地消イベントや6次産業化商品等の情報を集約し、県内外のアンテナショップや専用WEBサイト、SNS等での情報発信を強化します。【再掲】



食料自給率の現状パンフレット(県作成)

目標指標

指標名	現状(R3)	目標(R7)
米粉用米・加工用米作付面積	664ha	1,260ha
WCS用稲作付面積	208ha	300ha

<災害豪雨等リスクへの対応>

■地方卸売市場における円滑な流通の維持に向けた計画策定等の支援

○地方卸売市場が災害等で被害を受けても主要業務が中断しないこと、中断しても可能なかぎり短い時間で再開できるように事業継続計画（BCP）の策定を支援します。

○主なリスクとなる「震災」「台風・豪雨」「新型コロナウイルス」への対応を優先した計画の整備を図ります。

○また、普段の卸売取引が円滑かつ安定的に行われるよう、卸売市場に対して経営の健全性確保に向けた取組みを引き続き実施します。

○HACCP取得等による衛生管理の強化、デジタル技術活用による流通の合理化など、老朽化した卸売市場施設の再整備と機能向上を促進します。

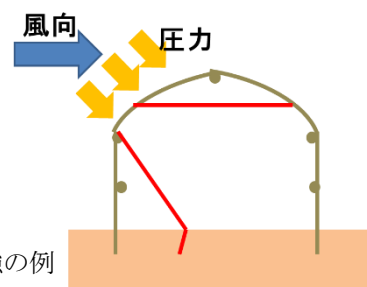


各地の生鮮食料品が集まる卸売市場

■パイプハウスの強靱化、自家発電可能な体制の整備

○十分な強度を有しないパイプハウスについて、補強による強靱化や防風ネットの設置を促進し、農作物被害やパイプハウス倒壊に対する強靱化を図ります。

○また、気象災害による停電発生時に水管理等の作業が途絶しないよう、応急的に自家発電が可能となる体制整備を図ります。



■種子の安定的な供給に向けた備蓄体制の強化

○米・麦・大豆の生産性や将来の種子需要量などを考慮しつつ、県オリジナル品種を中心に、災害など不測の事態に備え、原種等の備蓄体制を強化します。

○また、米・麦・大豆の優良な種子の安定生産・供給のため、種子生産技術・品質向上に向けた生産指導体制の強化に取り組むとともに、種子生産ほ場や生産された種子について審査を行います。



種子生産ほ場の審査(小麦)

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
地方卸売市場におけるBCP策定	1市場	累計9市場

※BCP（事業継続計画）とは、新型コロナウイルスなどの感染症や大規模地震などの緊急事態が発生し、事業者が重大な被害を受けた際にも、特定された重要な業務を中断させず、仮に中断したとしても目標復旧時間内に復旧させるための計画

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

⑦岐阜県版「みどりの食料システム」の取組推進



現状と課題

- 人類が生存できる安全な活動領域とその限界点を定義する概念である「プラネタリー・バウンダリー」の概念において、地球の変化に関する9つの環境要素のうち、農業分野で大きく関係する「種の絶滅の速度」と「窒素・リンの循環」については、すでに不確実性の領域を超え、高リスクの領域にあります。
- こうした背景の下、国際社会は、経済と環境を両立させる方向に動いており、令和3年5月には、EUが「ファームtoフォーク戦略」を発表し、「2030年までの化学肥料使用量の半減、有機農業を全農地の25%までに拡大」とする目標を掲げたように、今後は「環境」への積極的な対応が国際基準になっていくと考えられます。
- 国内では、令和3年5月に国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、その着実な推進に向け、翌年7月には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が施行されました。
- 県内の農畜水産業の現場では、担い手不足、農業産出額の減少などが喫緊の課題となっているほか、高温による農作物の品質・収量の低下や国際情勢等の影響による肥料などの資材価格高騰への対応が求められており、本県の農畜水産業を取り巻く情勢を踏まえた「みどりの食料システム」の実現に向けた取組推進が必要です。
- とりわけ、有機農業は自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境負荷の低減、農業・農村地域における持続可能な開発目標の達成にも貢献するものであることから、令和5年3月策定の県有機農業推進計画に沿って、総合的な施策を展開します。
- このほか、農業分野における食品ロス削減の取組みの一つとして、規格外農産物等を継続的にフードバンク団体等へ提供する体制づくりが求められています。

みどりの食料システム戦略（概要）
 ~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~
 Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI) 令和3年5月
農林水産省

<p>現状と今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退 ○温暖化、大規模自然災害 ○コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大 ○SDGsや環境への対応強化 ○国際ルールメイキングへの参画 <div style="margin-top: 10px;"> <p> 「Farm to Fork戦略」(2025) 2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大</p> <p> 「農業イノベーションアジェンダ」(2022) 2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減</p> </div> <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red;">農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務</p> </div>	<p style="text-align: center;">持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進</p> <div style="background-color: #FFD700; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>目指す姿と取組方向</p> </div> <p>2050年までに目指す姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 農林水産業のCO2ゼロエミッションの実現 ➢ 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減 ➢ 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減 ➢ 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大 ➢ 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上 ➢ 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す ➢ エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大 ➢ ニホンウナギ、クロマダコ等の養殖において人工種苗比率100%を実現 <div style="background-color: #FFD700; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>戦略的な取組方向</p> </div> <p>2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標） 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標） <small>※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。 ※ 革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。</small></p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: small;">革新的技術・生産体系の速やかな社会実装 革新的技術・生産体系を順次開発 開発されつつある技術の社会実装</p> </div>
--	--

主な取組み

■ 有機農業の取組推進 <中山間向け施策 該当>

- 有機JAS適合農薬、天敵、耕種的対策等による防除技術、土壌や堆肥の養分利用技術など、持続的な農業生産や有機農業に必要な要素技術の開発に取り組みます。
- 有機農業の取組拡大に向け、県、市町村、JA、有機農業者等を構成員とする有機農業推進プロジェクトチームの設置や有機農業指導員の育成など、農業者が有機農業への参入・転換しやすい推進体制を整備します。
- 堆肥利用や生物農薬、病害虫耐性などの代替技術の普及により化学肥料及び化学合成農薬を削減するなど、環境保全型農業の取組みから有機農業を段階的に推進します。
- 有機農業者のグループ化等を支援し、学校給食での利用拡大などの地域内流通、大都市圏やインターネットでの販路開拓と販路に合わせた流通システムの構築に取り組みます。

■ 環境負荷低減事業活動(温室効果ガス排出削減含む)の促進

- 家畜ふん堆肥等の未利用資源の利活用が促進されるよう、畜産農家、耕種農家及び関係団体による連携体制の構築や堆肥散布機の導入などの環境整備を行うほか、耕種農家のニーズに即した良質な堆肥生産やペレット化、広域流通体制づくりを推進します。
- スマート農業技術などの省力化技術に、環境へ配慮した栽培技術を加えた栽培体系への転換を推進するほか、総合的病害虫・雑草管理(I PM)の手法を普及します。
- 燃油使用量等の低減を図るため、施設園芸農家等に対し、省エネ設備の導入等を推進するほか、被覆肥料の流出防止対策や代替肥料の実証などに取り組みます。

■ 環境負荷低減生産物の流通・消費の促進

- 地産地消による農業の持続可能性に配慮した流通・消費行動の普及啓発や県内外のアンテナショップや専用WEBサイト、SNS等での情報発信を強化します。【再掲】
- 生産者自らが販売価格や規格を設定でき、消費者に対面で直接PRできる朝市・直売所の更なる活性化を支援します。【再掲】

■ フードバンク活動の支援

- 寄付可能な農産物等に関する情報を一元把握してフードバンク団体等へ提供できるよう、効率的かつ効果的なマッチング手法の検討を進め、段階的に導入します。
- フードバンク団体等を対象に、青果物等の一時保管に必要な冷蔵・冷凍庫の設置を支援するほか、農業者団体等を対象に食材の調整や運搬にかかる経費等を助成します。

目標指標

指標名	現状	目標(R7)
有機農業の取組面積	97ha(R2)	107ha ※190ha(R12)
有機農業指導員育成数	10人(R3)	累計30人 ※累計50人(R12)

※岐阜有機農業推進計画の目標値

観測指標：基本方針(2)【安心で身近な「ぎふの食」づくり】

食料自給率（供給熱量ベース）

現状 24%（H30：暫定）



目標 29%（+5ポイント）（R7）

<設定の考え方、方向性>

○食料自給率は、農畜水産物の生産量を供給熱量（カロリー）に置き換えた数値を県全体の人口及び365日で割り戻した数値です。国では、「食料・農業・農村基本計画」において食料自給率目標を設定し、37%（平成30年度）から45%（令和12年度）に引き上げることを目指しています。

○本県の食料自給率は24%（H30）であり、相対的に人口が多く、米の生産量が少ないことなどから、全国に比べ少ない数値となっています。<P10参照>

○このため、本方針に掲げる水田農業における安定生産の推進、生産基盤の整備、リスクに対応した産地づくりなどの取組みを通じて、国の目標と同程度を引き上げることを目指し、観測指標とします。

○一方で、国が示す食料自給率では、供給熱量の低い野菜類などの消費の実態が十分に反映されないため、県民の食は可能な限り県で生産されたものでまかなうという趣旨のもと、新たに「地産地消率」を設定します。

<食料自給率の向上に資する目標指標>

指標名	現状(R1等)	目標(R7)
水稲作付面積	2.5万ha	2.5万ha
(新設)米粉用米・加工用米作付面積	664ha	1,260ha
奨励品種に位置付ける多収性品種	385ha	1,500ha
小麦・大麦の生産量	10,973t	11,520t
大豆の生産量	3,220t	4,850t
(新設)WCS用稲作付面積	208ha	300ha
基盤整備実施地区への担い手集積率	57%	70%
地産地消率	48%	52%

観測指標：基本方針(2)【安心して身近な「ぎふの食」づくり】

農業産出額

現状 1,104億円(H30)



目標 1,104億円(R7)

<設定の考え方、方向性>

- 農業産出額は、生産数量×農家庭先販売額で算出され、本県の農業産出額は、1,104億円（平成30年）であり、園芸品目と畜産物で8割を占めています。
< P10参照 >
- 近年は横ばい傾向で推移していますが、耕地面積の減少や農業者の高齢化、平成30年度に発生した豚熱など、突発的に発生する疾病、病害虫、気象災害などにより減少することが懸念されます。
- また、農畜水産業をとりまく国際情勢等が大きく変化する中、輸入に大きく依存する穀物・飼料からの脱却、化学肥料等の使用量低減、再生産可能な適正な価格形成に対する消費者の理解醸成など、新たな課題への対応が必要となっています。
- このため、本方針に掲げる消費者に信頼される農畜水産物の生産、環境負荷低減と生産性向上を両立した農業の実践、食料自給の向上に向けた取組みなど、生産及び消費の両面による対策の強化を通じて、少なくとも現状の産出額を堅持することとし、観測指標とします。